

身体拘束等の適正化のための指針

目的

- 1、訪問看護師及び訪問リハビリ職員が身体拘束行為についての必要性や心身に与える苦痛について十分に理解する。
- 2、全職員が効果的な予防措置を講じ身体拘束を行わないための努力をする。
- 3、利用者が安心・安全に療養できる環境を確立する整備、組織基盤を強化する。

1、身体拘束等の適正化の基本的な考え方

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」である。生命又は身体を保護する為にやむを得ない場合を除き原則禁止とする。生命の安全を第一に考慮し安全に療養を継続するためにやむを得ず行う場合は高齢者虐待防止法の趣旨とともに心身に大きな苦痛を与えることを十分に理解する必要がある。身体拘束は虐待行為として認識し指針に従い業務にあたることとする。

2、身体拘束発生時の対応に関する基本方針

「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たし緊急やむを得ないと認められた場合には身体拘束を行う。その場合には、状態及び期間、利用者の心身の状況並びに理由、必要事項を記録する。

(1)緊急やむを得ない場合の三つの要件

ア、切迫性

利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

・「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより利用者の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

イ、非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

・「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、本人などの生命又は身体を保護するという観点から、他の代替手法を組織で確認する必要がある。

・また拘束の方法自体も本人の状態に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

・身体拘束を行わない方法について事前に研修等で検討したり、外部の有識者等から助言を得たりすることも有用である。代替方法を事業所全体で高めあうことが重要となる。

・介護に関する専門的知識を有していないことが多い家族が介護を担うことが多い在宅においては、専門職であれば可能な代替方法であっても家族には実施できない場合があることを留意したうえで、家族でも可能な代替方法について提案または助言することが重要となる。また、家族による介護の限界にも留意し、状況に応じて介護サービスの追加または変更について提案又は助言することも必要である。

ウ、一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

・「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(2) 身体拘束に関する方針と周知徹底

- ・安易にやむを得ない理由として身体拘束を行わない
- ・利用者の人権を最優先にする
- ・身体拘束を行わない為の工夫や代替案を全員で模索する
- ・やむを得ない場合、利用者・家族に説明し身体拘束を行う
- ・身体拘束を行った場合、拘束期間が長くならないように配慮し、解除できるように努力をする
- ・身体拘束を行っている期間は要件に該当するかを常に観察し要件に該当しなくなった場合には速やかに解除する

身体拘束・行動制限禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。
- ⑦立ち上がり能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

3、身体拘束等発生時の対応方法

(1) 事業所による決定と記録

ア、基本的に個人的判断では行わない。やむを得ず身体拘束が必要と思われた場合は、事業所にてカンファレンス等を実施し慎重に協議、決定する。

イ、身体拘束が必要と判断され行う場合には、身体拘束に関する説明書に緊急やむを得ない理由を記載する。身体拘束の様態及び時間、身体状況等記録する。開始後も解除に向けた取り組みや対策の検討を継続し早期の解除及び様態の変更、拘束の最小化等に努める。

(2) 利用者、家族への説明

ア、身体拘束を行う場合には利用者や家族に対して、身体拘束の目的と理由、様態、期間や時間等を説明し理解を得る。

(3) 行政等への相談報告

ア、身体拘束開始時に稲敷市窓口(高齢福祉課)への届け出の必要はないと回答を得ているが、深刻な状況や困難事例に対しては相談し関係する機関と連携して組織的な虐待及び身体拘束の適正化に向けた働きかけを行う。

(4) 身体拘束に関する事項の記録

ア、身体拘束を行った場合には、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、拘束の様態、時間等を記録する。

イ、訪問時の記録には心身を観察した状況や、拘束の必要性や方法等を検討した事項も記録する。

ウ、緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された時は、直ちに拘束を解除し利用者及び家族に報告し記録する。

4、身体拘束が発生した場合の相談報告体制

(1) 正当な理由なく身体拘束等が疑われる場合は、管理者に報告し速やかな解決につなげるよう努める。

5、身体拘束等の適正化にかかわる委員会の設置

(1) 「身体拘束の適正化委員会」を設置するとともに身体拘束を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(2) 委員会の委員長及び担当者は管理者が務める。

(3) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会は3カ月に1回以上、適宜臨時開催する。その結果について職員へ周知、徹底を図る。

審議事項は次のとおりとする。

① 身体拘束を発生させないための意識向上と知識の周知に関すること。

② 身体拘束の適正化のための指針整備に関すること。

③ 研修計画の策定に関すること。

④ 身体拘束につながる支援や介護状況について。

⑤ 拘束が発生した場合の報告、記録について

- ⑥身体拘束を開始する必要があるような対象者の代替案の検討。
- ⑦身体拘束を行っている利用者の個別検討と解除に向けた取り組みに関すること。

6、身体拘束適正化のための職員研修

- (1)年間研修に沿って年に1回以上実施する
- (2)人事異動者、新規採用者には配属時期に合わせて実施する
- (3)研修の実施内容については、出席者、実施概要等を記録する

7、当指針の閲覧について

本指針は利用者等がいつでも閲覧することが出来るようにするとともに、ホームページにおいても閲覧可能な状態にする。

附則

本指針は2023年4月1日より施行する

身体拘束・行動制限に関する説明書(様式1)

様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人、又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断されるとき。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

| | |
|--------------|----------------------------|
| 個別の状況による理由 | |
| 方法(場所・内容・部位) | |
| 時間帯及び時間 | |
| 特記すべき心身の状況 | |
| 開始及び解除の予定 | 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |

上記のとおり実施します。

医療法人 盡誠会 あずま訪問看護ステーション
管理者 臼田 俊子

| | |
|-------------------------|---------------|
| 【利用者・ご家族の記入欄】 | |
| 上記の件について説明を受け、確認いたしました。 | |
| | 年 月 日 |
| 氏名 _____ | ご本人との続柄 _____ |

様の状態が改善され、身体拘束・行動制限実施の必要性が無くなりました。よって身体拘束・行動制限を解除いたします。

解除日 年 月 日

医療法人 盡誠会 あずま訪問看護ステーション
管理者 臼田 俊子

| | |
|-------------------------|---------------|
| 【利用者・ご家族の記入欄】 | |
| 上記の件について説明を受け、確認いたしました。 | |
| | 年 月 日 |
| 氏名 _____ | ご本人との続柄 _____ |

身体拘束経過記録(様式3)

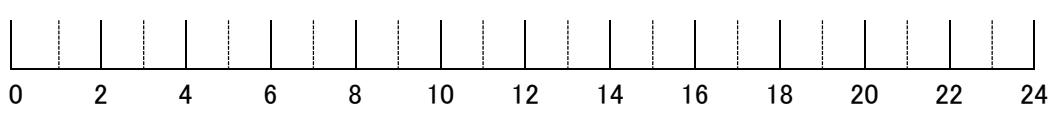
| | | | |
|-----|-----------|-----|--|
| 実施日 | 年 月 日 () | 記録者 | |
|-----|-----------|-----|--|

| 実施内容 | | 心身状況 | |
|-------|----------------|------|--|
| ミトン装着 | 左右 | 興奮 | |
| 抑制 | 右上 左上 右下 左下 体幹 | | |
| つなぎ服 | | 訴え | |
| 4点柵 | | | |
| 薬剤 | | | |
| 車椅子 | 後ろブレーキ ベルト | 皮膚症状 | |
| 施錠 | | | |
| その他 | | その他 | |

緊急やむを得ない理由

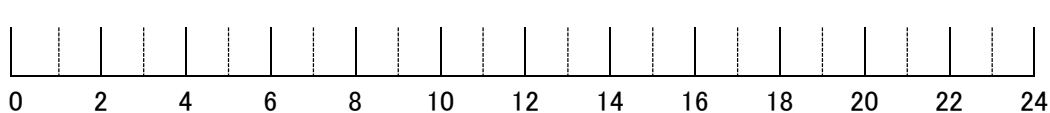
実施時間 (開始● 解除○)

身体拘束等内容()



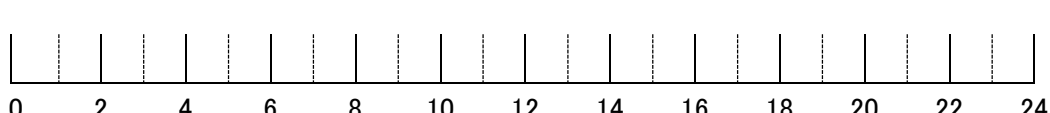
0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24

身体拘束等内容()



0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24

身体拘束等内容()



0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24